

平成 30 年第 1 回西予市教育委員会定例会 会議録

I 開会の月日及び場所

平成 30 年 1 月 23 日 (火)

西予市教育保健センター 4 階 第二研修室

II 定数

5 人

III 出席者

教育長 保木 俊司	委 員 上甲 和博
委 員 山本 恵子	委 員 橋口 美和
委 員 平岡 長治	

IV 欠席者

なし

V 議事に出席した公務員の職氏名

教育部長	松川 伸二	教育総務課長	沖村 智
学校教育課長	大谷 元二	生涯学習課長	小玉 浩幸
文化体育振興課長	土居 真二	明浜教育課長	佐藤 俊治
野村教育課長	岡上 昌造	三瓶教育課長	滝野 広明
教育総務課長補佐	麓 寿春	文化体育振興課長補佐	松末 博
文化体育振興課長補佐	浅井 裕史	明浜教育課長補佐	佐藤 茂輝
子育て支援課長補佐	宇都宮積矢	子育て支援課係長	矢野 直子
教育総務課主任	片山 裕介		

VI 傍聴者

なし

VII 会議の概要

1 開会

教育長 午後 3 時開会を宣する。

2 会議録の承認

- 教育長 平成 29 年第 12 回教育委員会定例会会議録について意見を求める。
平岡委員 会議録の修正箇所を指摘する。
教育部長 訂正する旨答える。
- 教育長 平成 29 年第 12 回教育委員会定例会会議録の承認について諮る。
全委員 異議ない旨答える。
- 教育長 第 12 回教育委員会定例会会議録を承認する旨宣する。
- 3 行事報告及び行事予定について
- 教育長 2 月行事予定について報告を求める。
教育総務課長 2 月行事予定について報告する。
教育長 2 月行事予定について意見を求める。
全委員 特になし。
教育長 平成 30 年第 2 回教育委員会定例会の開催日程について意見を求める。
教育総務課長 平成 30 年第 2 回教育委員会定例会を 2 月 23 日（金）午前 10 時から開催する旨提案する。
教育長 平成 30 年第 2 回教育委員会定例会を 2 月 23 日（金）午前 10 時に開催する旨宣する。
- 4 案件
- 承認第 1 号 専決処分第 1 号の承認について
教育長 事務局の説明を求める。
学校教育課長 平成 29 年度西予市要保護及び準要保護児童生徒の認定について説明する。
教育長 専決処分について意見を求める。
全委員 特になし。
教育長 専決処分の承認について諮る。
全委員 異議ない旨答える。
教育長 審議の結果、承認する旨宣する。
- 議案第 1 号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について
教育長 事務局の説明を求める。
学校教育課長 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について説明する。
教育長 原案について意見を求める。
全委員 特になし。
教育長 原案について諮る。
全委員 異議ない旨答える。

教育長	審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第 2 号	西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について
教育長	事務局の説明を求める。
文化体育振興課長	西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
上甲委員	惣川プールは廃止後、どうするのか問う。
文化体育振興課長	惣川プール横にドクターヘリが離着陸するヘリポートを整備している。地元の消防団と協議を行い、ドクターヘリが離着陸する際に散水をするための貯水槽として、また、消防水利として活用する旨答える。
野村教育課長	今後の消防水利は、惣川地区が管理する旨答える。
平岡委員	西予市営プール条例でプールを設置しているのは、野村と城川地区だけになっているが、その他の地区には市営プールがないのか問う。
文化体育振興課長	宇和地区のプールが、宇和運動公園内にあり、西予市宇和運動公園条例で定めている旨答える。
教育長	原案について諮る。
全委員	異議ない旨答える。
教育長	審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第 3 号	西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
○議案第 4 号	西予市立幼稚園における保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について
教育長	議案第 3 号と議案第 4 号は関連しているため、一括して事務局の説明を求める。
子育て支援課長補佐	西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定及び西予市立幼稚園における保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	原案について諮る。
全委員	異議ない旨答える。
教育長	審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
5 協議・報告事項	
教育長	協議・報告事項を求める。
学校教育課長	平成 29 年第 12 回教育委員会定例会で児童生徒の不登校問題に対

応するためのスクールソーシャルワーカー等の人員配置に対する意見をいただいた件について、その対応に苦慮している宇和町小学校と宇和中学校から対応状況や配置してほしい人材について聞き取りを行った。

現在、宇和町小学校は非常勤講師（不登校対応）1人とハートなんでも相談員の2人で対応をしている。宇和中学校は、中1ギャップに対応するための非常勤講師と保健室支援に当たる非常勤講師の2人で対応している。

宇和町小学校からは、登校しづらりの児童のために家庭訪問や連絡を行ったり、通級学級や特別支援学級にしか登校できない児童への対応ができる人材の配置希望があった。

しかし、実際に対応する人材は、家庭、児童との信頼関係を構築し、学習指導ができる必要がある。このため民生委員や主任児童委員では、対応は難しいという見解であった。

宇和中学校では、登校しづらりの生徒のために家庭訪問や連絡を行ったり、家庭や生徒との人間関係を構築する能力を有し、福祉関係機関や学級担任、生徒指導担当教員等との連絡調整ができる、スクールソーシャルワーカー的な人材を希望していた。

西予市のスクールソーシャルワーカーは、現在は野村中学校へ元教員1人を配置している。

スクールソーシャルワーカーの配置の予算については、国が5分の1、県が5分の2、市が5分の2をそれぞれ負担している。人数を増やすとなると、市の負担の増加だけでなく、国や県の予算も絡んでくることになる。

スクールソーシャルワーカーを配置するには、前年度の9月から10月に学校と市教育委員会とで配置についての協議を行い、必要と判断した場合は、県教育委員会へ依頼するとともに市で予算措置をすることになる。

しかし、県教育委員会ではスクールソーシャルワーカーの配置定数が決まっており、平成29年度は、県全体で26人となっている。仮に西予市が現状の1人から2人に増員するとなると、他市町が1人減となる可能性があり、依頼したからといって、配置されるものではない。

スクールソーシャルワーカーの配置方法は、種々考えられる。例えば、現在、野村中学校に在籍しているスクールソーシャルワーカーを西予市教育委員会に配置する派遣型とすると、要請のある学校

や教育委員会が必要と判断した学級に派遣でき、活動することが可能となる。

今後、どのように対応するのかについては、現時点では結論を出していくない。

上甲委員

学校を支援するための人員を配置するモデル事業などを活用して、不登校の児童生徒への対応が少しでもできないかと思っている。

人員の配置について、南予教育事務所との面接時に話をしたいという校長の意向があるようだが、愛媛県教育委員会で対応できるような方法があるのであれば、活用してほしい。

校長は、学校の職員に様々な業務にあたってもらう時には、目的外業務にならないかを意識している。例えば、学校生活支援員が不登校対応業務を行うとなると目的外となる。校長も、もう少し柔軟に対応できるようになってほしいとも感じる。

不登校対応の最終的な課題は人材の確保となる旨述べる。

教育長

不登校への対応は、限られた条件の中で、柔軟に対応できるような方策を考え、さらに愛媛県教育委員会へ依頼すべきことは依頼していきたい。

学校も、学校内部のことは教員でなければできないという考えに捕われず、外部の力を借りることについて、積極的に考え方行動していくことも大切だと考えている旨述べる。

6 その他

教育長

その他の件について意見及び報告を求める。

全委員

特になし。

事務局

特になし。

7 閉会

教育長

午後3時45分閉会を宣する。

議事録署名

以上、平成 30 年第 1 回西予市教育委員会定例会の顛末を記録して相違ないことを証明する。

平成 30 年 2 月 23 日

教育長

深木俊司

教育委員

上甲和博

教育委員

山本惠子

教育委員

不通口美和

教育委員

平岡長治